

くらしのひろば

医療費などの還付金詐欺に御注意！



この手口は、市役所や税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、医療費や税金の還付金があると電話してきます。また、取り扱い金融機関を聞き出し、その金融機関職員を騙って電話してくることもあります。残高のある通帳やキャッシュカードを持って、警備員などのいないスーパーやコンビニなどのATMに急ぐように誘導し、携帯電話で指示して相手の口座に残高を振り込みさせるものです。

【 消費者へのアドバイス 】

- 還付金がATMで支払われることは**絶対にありません**。
- 携帯電話を使用しながらATM操作をしている方を見かけたら『**ATMで還付金は詐欺ですよ**』などの声かけをお願いします。
- 怪しいと思ったら、すぐに最寄りの警察署や消費生活センターに御相談ください。

利用した覚えのない請求は支払わずに無視しましょう！

パソコンや携帯電話等へのメールで、利用した覚えのない料金を請求される「架空請求」に関する相談が多く寄せられています。

最近は特に、コンビニなどで**電子マネー（プリペイドカード等）**を購入してそのカード番号を伝えるよう要求されるなど、**電子マネー**を不正に取得しようとする業者とのトラブルが増えています。

一度相手にカード番号を伝えたり、指示された番号にチャージしたりすると、取り戻すのは困難になります。業者に指示されても従わないようにしましょう。

また、「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」等不安をあおるようなことが書かれていても、利用した覚えがなければ決して支払わず、安易に連絡せず無視することが大切です。

業者に連絡をすることで個人情報知られ、さらに請求を受ける可能性もありますので、**安易に連絡をしないようにしましょう。**



4月1日から電力の小売全面自由化が始まります！

これまで、家庭で使う電力は地域ごとの電力会社との契約でしたが、4月1日からは国の登録を受けた様々な業種の事業者からの購入も可能になり、いろいろな料金メニューや電気以外のサービスのセット販売など、自由に選べるようになります。

事業者には、電気料金や解約時の条件などを消費者に十分説明する義務があります。

正確な情報を収集し、よく理解してから契約をしましょう。便乗商法にも気をつけましょう。

電力自由化についての
お問い合わせ窓口

- 電話番号 0570-028-555
(経済産業省 資源エネルギー庁 専用ダイヤル)
- 受付時間 9時00分から18時00分(土日祝日、年末年始を除く)

ボタン電池の誤飲等に注意！

玩具やタイマーなど様々な日用品に使われているボタン電池ですが、子どもが口に入れたり鼻や耳に入れる事故が起きています。

電池が食道や胃などの消化管あるいは鼻や耳に留まると、電流が流れて電気分解でアルカリ性液体が作られ、まわりの皮膚などの組織を壊し、潰瘍ができたり穴が開くなどして非常に危険です。

子どもがボタン電池を飲み込んだり鼻などに入れた時は

救急車を呼ぶなどして、一刻も早く医療機関を受診しましょう！

その際、電池の種類や状態を医師に伝えましょう。

また、飲んだか不明の場合も、確認のため必ず受診しましょう。

【 ボタン電池による事故を防ぐには！ 】

- どの製品にボタン電池が使用されているかチェックし、電池のふたが外れやすくなっていないか確認する
- 未使用又は使用済みのボタン電池は、子どもの手の届かない場所に保管する
- 電池交換は、子どもの目に触れないところで行う

「消費者市民社会」を実現するための行動 その二

『余計なサービスは断る』

買い物をするとき、買物袋を持参すれば、余計な包装を断ることができ、ゴミが減ります。みんなが、包装が少ない商品を選べば、事業者も包装を簡素化するでしょう。

余計なサービスに「NO」という人が増えれば、事業者が過剰なサービスを競い合うことはなくなるはずです。

【消費は投票！？】

皆さんは買い物をするとき、何を基準に商品を選んでいますか？また、自分が選んだ商品がどのようにして作られ、どうやって自分の手元に届いているかといったことを考えたことがありますか？

値段、デザイン、原料・素材、色、味、ブランド、産地、生産者など多くの選択肢があります。この買い物によって多くの消費者から選ばれた商品（企業）は残り、選ばれなかった商品（企業）はなくなり、または、企業は生き残りをかけ、商品を改良し、消費者から選んでもらえるよう努力します。

このように、「**買い物**」は、**お金を通してする商品（企業）への投票**とも言われます。

企業や商品に対する意見や要望を直接伝えることは言うまでもありませんが、買い物という私たちの日々の消費行動で、企業や商品を変えることができます。さらには、社会や環境を変えることにもつながっていくのです。



消費者 110 番のお知らせ

多重債務、悪質商法、商品の欠陥など、弁護士・相談員が消費生活トラブルの解決のお手伝いをします！お気軽に御相談ください。

相談は無料です（電話の場合は通話料金が発生します）

■日時：平成28年5月25日（水）10時～17時

■会場：岩手県立県民生活センター

■相談方法：

面接相談は時間内に上記会場へお越しください。

電話相談は時間内に **019-624-2501**（※当日専用ダイヤル）へお電話ください。

出前講座のお知らせ

県では、悪質商法などによる消費者被害の未然防止を図るため、町内会や自治会、高齢者の見守りを行う方などが企画する研修会などに講師を派遣しています。

テーマは御希望に応じますので、まずはお気軽に県民生活センターに御相談ください。

■申し込み期限：概ね実施希望日の1か月前まで

■申込人数：概ね15名以上

■その他：講師派遣は平日のみ、派遣費用無料

くらしとお金のセミナー＆相談会

県では日本FP（ファイナンシャルプランナー）協会岩手支部と共催し、資産運用、保険の見直し、相続・贈与、ライフプランなどの「くらしとお金」に関するセミナー＆相談会を**毎月第4日曜日**に県民生活センターで開催しています。

参加費用は無料です。セミナーのみ・相談会のみも参加可能です。

■セミナー開催時間：13時～14時

■相談会開催時間：14時～17時

（1組50分／6組限定）

※先着順、事前予約制

申込みは岩手県立県民生活センターに電話でお申し込みください。

多重債務弁護士無料相談

県では、岩手弁護士会と協力して、借金の問題を抱えている方のために弁護士による無料相談会を、県内8か所で開催しています。

開催会場：県民生活センターほか県内7か所

開催時間：10時～15時（1人約40分）



©KANAGAWA2013

開催日や開催会場は、[岩手県公式ウェブサイト](#)又は下記相談専門ダイヤルにお問い合わせください。

岩手県公式ウェブサイト > [暮らし・環境](#) > [消費生活](#) > [各種相談](#) >
[県民生活センター](#) [多重債務弁護士無料相談のご案内](#)

交通事故相談

交通事故相談員が、無料で交通事故で生じた賠償問題などの相談に応じています。
交通事故でお困りの方は、ひとりで悩まず御相談ください。

県民生活センター：来所による面接相談のほか、電話での相談ができます。

【一般相談】 月曜～金曜（平日のみ） 9時～17時30分

【弁護士相談】 原則毎週水曜 13時～15時（**事前予約制**、会場は岩手弁護士会）

巡回相談：会場は県内の市役所や合同庁舎です。開催日・開催場所はお問い合わせください。

【相談時間】 13時～15時（**前日までの事前予約制**）

県民生活センター 交通事故相談ダイヤル：019-624-2244



消費生活相談ダイヤル ☎019-624-2209

受付時間 【平日】 9:00～17:30

【土日】 10:00～16:00

※年末年始・祝日休み

交通事故相談ダイヤル ☎019-624-2244

受付時間 【平日】 9:00～17:30

暮らしのひろば
モバイル配信中



岩手県立県民生活センター
〒020-0021 盛岡市中央通 3-10-2

TEL：019-624-2586（事務専用）FAX：019-624-2790

E-Mail：cb0001@pref.iwate.jp